

2018 年度愛知県の県全体
財務書類及び連結財務書類

2020 年 3 月

愛知県総務局財務部財政課

目 次

| | | |
|----|--------------|----|
| 第1 | 県全体の財務書類 | |
| 1 | 県全体の貸借対照表 | 2 |
| 2 | 県全体の行政コスト計算書 | 3 |
| 3 | 県全体の純資産変動計算書 | 4 |
| 4 | 県全体の資金収支計算書 | 5 |
| 第2 | 連結財務書類 | |
| 1 | 連結貸借対照表 | 8 |
| 2 | 連結行政コスト計算書 | 9 |
| 3 | 連結純資産変動計算書 | 10 |
| 4 | 連結資金収支計算書 | 11 |
| | 財務書類に係る注記 | 13 |

第1 県全体の財務書類

県全体の行政コスト計算書

自 2018年4月 1日

至 2019年3月31日

(単位:百万円)

| 科目 | 金額 |
|-------------|-----------|
| 経常費用 | 2,521,003 |
| 業務費用 | 1,002,280 |
| 人件費 | 615,942 |
| 職員給与費 | 522,502 |
| 賞与等引当金繰入額 | 43,488 |
| 退職手当引当金繰入額 | 34,278 |
| その他 | 15,674 |
| 物件費等 | 307,821 |
| 物件費 | 139,407 |
| 維持補修費 | 28,048 |
| 減価償却費 | 140,367 |
| その他 | - |
| その他の業務費用 | 78,516 |
| 支払利息 | 60,930 |
| 徴収不能引当金繰入額 | 1,690 |
| その他 | 15,896 |
| 移転費用 | 1,518,723 |
| 補助金等 | 1,472,408 |
| 社会保障給付 | 21,277 |
| その他 | 25,038 |
| 経常収益 | 159,602 |
| 使用料及び手数料 | 119,999 |
| その他 | 39,603 |
| 純経常行政コスト | 2,361,401 |
| 臨時損失 | 4,411 |
| 災害復旧事業費 | 580 |
| 資産除売却損 | 1,349 |
| 損失補償等引当金繰入額 | 1,683 |
| その他 | 799 |
| 臨時利益 | 905 |
| 資産売却益 | 588 |
| その他 | 318 |
| 純行政コスト | 2,364,906 |

県全体の純資産変動計算書

自 2018年4月 1日

至 2019年3月31日

(単位:百万円)

| 科目 | 合計 | 固定資産 等形成分 | 余剰分 (不足分) |
|----------------|-------------|--------------|--------------|
| 前年度末純資産残高 | 653,211 | 7,112,244 | △ 6,459,033 |
| 純行政コスト(△) | △ 2,364,906 | | △ 2,364,906 |
| 財源 | 2,485,835 | | 2,485,835 |
| 税収等 | 2,145,623 | | 2,145,623 |
| 国県等補助金 | 340,212 | | 340,212 |
| 本年度差額 | 120,929 | | 120,929 |
| 固定資産等の変動(内部変動) | | | |
| 有形固定資産等の増加 | | | |
| 有形固定資産等の減少 | | | |
| 貸付金・基金等の増加 | | | |
| 貸付金・基金等の減少 | | | |
| 資産評価差額 | △ 115 | | |
| 無償所管換等 | 50 | | |
| その他 | △ 176 | | |
| 本年度純資産変動額 | 120,688 | 76,850 | 43,839 |
| 本年度末純資産残高 | 773,899 | 7,189,094 | △ 6,415,195 |

県全体の資金収支計算書

自 2018年4月 1日

至 2019年3月31日

(単位:百万円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|------------------|
| 【業務活動収支】 | |
| 業務支出 | 2,400,988 |
| 業務費用支出 | 881,345 |
| 人件費支出 | 625,704 |
| 物件費等支出 | 167,547 |
| 支払利息支出 | 60,929 |
| その他の支出 | 27,164 |
| 移転費用支出 | 1,519,643 |
| 補助金等支出 | 1,471,874 |
| 社会保障給付支出 | 21,277 |
| 他会計への繰出支出 | 7 |
| その他の支出 | 26,485 |
| 業務収入 | 2,600,881 |
| 税込等収入 | 2,146,106 |
| 国県等補助金収入 | 280,382 |
| 使用料及び手数料収入 | 120,039 |
| その他の収入 | 54,353 |
| 臨時支出 | 608 |
| 災害復旧事業費支出 | 580 |
| その他の支出 | 28 |
| 臨時収入 | 400 |
| 業務活動収支 | 199,685 |
| 【投資活動収支】 | |
| 投資活動支出 | 526,819 |
| 公共施設等整備費支出 | 126,980 |
| 基金積立金支出 | 211,697 |
| 投資及び出資金支出 | 100 |
| 貸付金支出 | 178,242 |
| その他の支出 | 9,800 |
| 投資活動収入 | 361,842 |
| 国県等補助金収入 | 56,580 |
| 基金取崩収入 | 113,405 |
| 貸付金元金回収収入 | 189,807 |
| 資産売却収入 | 1,850 |
| その他の収入 | 201 |
| 投資活動収支 | △ 164,977 |
| 【財務活動収支】 | |
| 財務活動支出 | 500,465 |
| 地方債等償還支出 | 486,926 |
| その他の支出 | 13,540 |
| 財務活動収入 | 493,014 |
| 地方債等発行収入 | 493,014 |
| その他の収入 | - |
| 財務活動収支 | △ 7,452 |
| 本年度資金収支額 | 27,257 |
| 前年度末資金残高 | 88,444 |
| 本年度末資金残高 | 115,701 |

| | |
|-------------|---------|
| 前年度末歳計外現金残高 | 21,026 |
| 本年度歳計外現金増減額 | 227 |
| 本年度末歳計外現金残高 | 21,254 |
| 本年度末現金預金残高 | 136,954 |

第 2 連結財務書類

連結行政コスト計算書

自 2018年4月 1日

至 2019年3月31日

(単位:百万円)

| 科目 | 金額 |
|-------------|-----------|
| 経常費用 | 2,628,009 |
| 業務費用 | 1,113,229 |
| 人件費 | 645,391 |
| 職員給与費 | 549,472 |
| 賞与等引当金繰入額 | 44,862 |
| 退職手当引当金繰入額 | 35,091 |
| その他 | 15,966 |
| 物件費等 | 358,811 |
| 物件費 | 150,320 |
| 維持補修費 | 53,095 |
| 減価償却費 | 152,413 |
| その他 | 2,982 |
| その他の業務費用 | 109,028 |
| 支払利息 | 65,623 |
| 徴収不能引当金繰入額 | 1,711 |
| その他 | 41,694 |
| 移転費用 | 1,514,780 |
| 補助金等 | 1,467,694 |
| 社会保障給付 | 21,277 |
| その他 | 25,809 |
| 経常収益 | 290,675 |
| 使用料及び手数料 | 181,194 |
| その他 | 109,481 |
| 純経常行政コスト | 2,337,334 |
| 臨時損失 | 4,770 |
| 災害復旧事業費 | 588 |
| 資産除売却損 | 1,501 |
| 損失補償等引当金繰入額 | 926 |
| その他 | 1,755 |
| 臨時利益 | 4,045 |
| 資産売却益 | 3,513 |
| その他 | 532 |
| 純行政コスト | 2,338,059 |

連結純資産変動計算書

自 2018年4月 1日
至 2019年3月31日

(単位:百万円)

| 科目 | 合計 | 固定資産 等形成分 | 余剰分 (不足分) | 他団体出資等分 |
|----------------|-------------|--------------|--------------|---------|
| 前年度末純資産残高 | 1,414,217 | 8,353,370 | △ 7,046,563 | 107,409 |
| 純行政コスト(△) | △ 2,338,059 | | △ 2,338,237 | 178 |
| 財源 | 2,490,116 | | 2,487,387 | 2,728 |
| 税収等 | 2,148,598 | | 2,148,006 | 592 |
| 国県等補助金 | 341,518 | | 339,381 | 2,137 |
| 本年度差額 | 152,056 | | 149,150 | 2,906 |
| 固定資産等の変動(内部変動) | | | | |
| 有形固定資産等の増加 | | | | |
| 有形固定資産等の減少 | | | | |
| 貸付金・基金等の増加 | | | | |
| 貸付金・基金等の減少 | | | | |
| 資産評価差額 | △ 48 | | | |
| 無償所管換等 | △ 35,645 | | | |
| 他団体出資等分の増加 | - | | | |
| 他団体出資等分の減少 | △ 456 | | | |
| その他 | △ 12,054 | | | |
| 本年度純資産変動額 | 103,854 | 39,718 | 61,950 | 2,186 |
| 本年度末純資産残高 | 1,518,071 | 8,393,088 | △ 6,984,613 | 109,595 |

連結資金収支計算書

自 2018年4月 1日

至 2019年3月31日

(単位:百万円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|------------------|
| 【業務活動収支】 | |
| 業務支出 | 2,483,796 |
| 業務費用支出 | 969,313 |
| 人件費支出 | 654,622 |
| 物件費等支出 | 192,912 |
| 支払利息支出 | 65,705 |
| その他の支出 | 56,073 |
| 移転費用支出 | 1,514,483 |
| 補助金等支出 | 1,465,978 |
| 社会保障給付支出 | 21,277 |
| 他会計への繰出支出 | 7 |
| その他の支出 | 27,221 |
| 業務収入 | 2,737,411 |
| 税込等収入 | 2,148,836 |
| 国県等補助金収入 | 281,325 |
| 使用料及び手数料収入 | 180,925 |
| その他の収入 | 126,325 |
| 臨時支出 | 825 |
| 災害復旧事業費支出 | 659 |
| その他の支出 | 166 |
| 臨時収入 | 435 |
| 業務活動収支 | 253,226 |
| 【投資活動収支】 | |
| 投資活動支出 | 559,714 |
| 公共施設等整備費支出 | 135,829 |
| 基金積立金支出 | 235,479 |
| 投資及び出資金支出 | 3,180 |
| 貸付金支出 | 172,638 |
| その他の支出 | 12,589 |
| 投資活動収入 | 383,329 |
| 国県等補助金収入 | 56,891 |
| 基金取崩収入 | 126,611 |
| 貸付金元金回収収入 | 179,779 |
| 資産売却収入 | 5,359 |
| その他の収入 | 14,689 |
| 投資活動収支 | △ 176,385 |
| 【財務活動収支】 | |
| 財務活動支出 | 588,532 |
| 地方債等償還支出 | 571,252 |
| その他の支出 | 17,280 |
| 財務活動収入 | 551,830 |
| 地方債等発行収入 | 548,385 |
| その他の収入 | 3,444 |
| 財務活動収支 | △ 36,703 |
| 本年度資金収支額 | 40,138 |
| 前年度末資金残高 | 143,118 |
| 本年度末資金残高 | 183,256 |

| | |
|-------------|---------|
| 前年度末歳計外現金残高 | 23,429 |
| 本年度歳計外現金増減額 | 329 |
| 本年度末歳計外現金残高 | 23,759 |
| 本年度末現金預金残高 | 207,015 |

財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

| | |
|---------------------------|---|
| <p>有形固定資産等の評価基準及び評価方法</p> | <p>事業用資産、インフラ資産及び物品の貸借対照表価額は、取得原価により計上しています。ただし、事業用資産及びインフラ資産の開始時（2013年度愛知県新公会計制度導入時）の評価については、公正価値による評価額を取得原価とみなす取り扱いとしています。</p> <p>また、物品は、購入価格（評価額）が1件100万円以上の物品（借用物品及び図書を除く。）、自動車（ただし、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条に規定する原動機付自転車及び軽車両並びに同法第3条に規定する軽自動車、小型特殊自動車及び登録を受けていない大型特殊自動車並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第20項の規定により県に帰属した車両で使用する見込のないものを除く。）及び図書（愛知芸術文化センター愛知県図書館が所蔵する閲覧用の図書のうち備品として管理しているもの）を計上しています。</p> |
| <p>投資及び出資金の評価基準及び評価方法</p> | <p>(1) 時価のあるもの 決算期末日の市場価格に基づく時価法によっています（評価差額は、全部純資産直入法により処理しています。）。</p> <p>(2) 時価のないもの 原価法によっています。</p> |
| <p>有形固定資産等の減価償却の方法</p> | <p>(1) 事業用資産及びインフラ資産 定額法によっています。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物：6～50年（建物附属設備を含む。） 工作物：5～75年</p> <p>(2) 物品 定額法によっています。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 機械器具類：3～15年 自動車：6～15年 また、美術工芸用品類及び図書類は、減価償却をしていません。</p> |
| <p>引当金の計上基準</p> | <p>(1) 投資損失引当金 県関係団体等に対する投資又は出資に係る損失に備えるため、財政状態等を勘案して、必要額を計上しています。</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| | <p>(2) 徴収不能引当金 未収金の不能欠損及び貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、通常の債権については回収不能実績率により回収不能見込額を計上し、不能欠損・貸倒れが懸念される債権については、それぞれ回収可能性を考慮して回収不能見込額を計上しています。</p> <p>(3) 退職手当引当金 職員の退職手当の支給に充てるため、当期末において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の要支給額を計上しています。</p> <p>(4) 損失補償等引当金 債務保証契約又は損失補償契約に基づく債務の履行に係る損失に備えるため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に規定する「将来負担比率」の算定に含めた「設立法人の負担の額等に係る一般会計等負担見込額」を計上しています。</p> <p>(5) 賞与等引当金 翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。</p> |
| リース取引の処理方法 | <p>所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産を計上することとしていますが、該当する資産はありません。</p> <p>なお、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 234 条の 3 に基づく長期継続契約に係るものは、契約時に解除条項を設けていますので、ファイナンス・リース取引に係る資産として計上していません。</p> |
| 資金収支計算書における資金の範囲 | <p>資金収支計算書における資金は、「歳計現金」（法第 235 条の 4 第 1 項に規定する歳入歳出に属する現金）としています。</p> |
| その他財務書類作成のための基本となる重要な事項 | <p>(1) 財務書類の金額の表示 財務書類においては、会計間の繰入繰出額及び債権債務額等を相殺消去した金額で表示しています。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税の会計処理 税込方式によっています。</p> <p>(3) 補助金収入の取扱い 国庫支出金については、建設事業に対するものも含め、全て収入があった年度の純資産の増として計上しています。</p> |

2 重要な後発事象

該当事項はありません。

3 偶発債務

- (1) 債務保証又は損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの

(単位：百万円)

| 相手先 | 2018 年度末 |
|---------|------------|
| 地方三公社 | 787,864 |
| 第三セクター等 | 115,215 |
| 共同発行地方債 | 13,610,000 |
| その他 | - |
| 計 | 14,513,079 |

※損失補償等引当金に計上した額は除いています。

- (2) 係争中の訴訟で損害賠償請求等を受けているものの中で重要なもの
該当事項はありません。

4 追加情報

- (1) 対象範囲（対象とする会計名）

一般会計、公債管理特別会計、証紙特別会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計、中小企業設備導入資金特別会計、就農支援資金特別会計、県有林野特別会計、林業改善資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計、県営住宅管理事業特別会計

- (2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等と普通会計に対象範囲等の差異はありません。

- (3) 出納整理期間の取扱い

財務書類は、3月31日を基準日として作成していますが、法第235条の5に規定する翌年度5月31日の出納閉鎖までを出納整理期間とし、出納整理期間における歳入及び歳出並びにこれに伴う資産及び負債の増減等を反映した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

- (4) 表示単位未満の金額の取扱い

各表において、表示単位未満の金額を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

- (5) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|----------|---------|--------|
| －（赤字なし） | －（赤字なし） | 13.7% | 190.1% |

(6) 債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

(単位：百万円)

| 相手先名 | 物件の購入等 | 債務保証・損失補償 | その他 |
|---------|---------|------------|-------|
| 地方三公社 | 14,555 | 787,864 | - |
| 第三セクター等 | - | 115,215 | 298 |
| 共同発行地方債 | - | 13,610,000 | - |
| その他 | 293,233 | - | 8,759 |
| 計 | 307,787 | 14,513,079 | 9,058 |

※貸借対照表に非計上の契約債務・偶発債務を含む。

(7) 繰越事業に係る将来の支出予定額

(単位：百万円)

| 区分 | 金額 |
|-------|-------|
| 繰越明許費 | 7,935 |
| 一般会計 | 7,935 |
| 事故繰越し | 1 |
| 一般会計 | 1 |
| 計 | 7,936 |

(8) その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
該当事項はありません。

(9) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

売却可能資産の範囲は、有形固定のうち、行革大綱等で廃止が決定している施設に係る行政財産及び未利用の全ての普通財産（都市計画区域外の山林を除く。）としています。

2018年度末における売却可能資産の資産科目及び金額については以下のとおりです。

資産科目：土地　金額：21,776百万円

(10) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

減債基金に係る積立不足はありません。

(11) 基金借入金（繰替運用）の内容

年度末を超える実績はありません。

(12) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額　2,839,284百万円

※後年度に交付税措置されますが、資産に計上されない一方で、負債に計上されています。

なお、このうち地方交付税の振替措置される臨時財政対策債は1,984,440百万円です。

(13) 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

| | |
|--------------------|-----------|
| 将来負担額 | 61,034 億円 |
| 【内訳】 地方債残現在高 | 54,561 億円 |
| 債務負担行為に基づく支出予定額 | 971 億円 |
| 公営企業債繰入見込額 | 1,039 億円 |
| 加入する組合に係る地方債償還負担額 | 275 億円 |
| 退職手当の支給予定額 | 3,953 億円 |
| 設立法人の負債等に係る負担見込額 | 235 億円 |
| 組合連結実質赤字額 | 0 億円 |
| 充当可能基金・交付税算入見込額 | 39,835 億円 |
| 【内訳】 充当可能基金 | 9,663 億円 |
| 充当可能特定歳入 | 682 億円 |
| 交付税算入見込額 | 29,490 億円 |
| (差引) 将来負担すべき実質的な負債 | 21,199 億円 |

(14) 自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
該当事項はありません。

(15) 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等の財務情報
※当該資産は、貸借対照表には計上されていません。

(単位：百万円)

| 勘定科目 | 取得原価 (A) | 減価償却累計額 (B) | 帳簿価額 (C) = (A) - (B) |
|--------------|-------------|----------------|-------------------------|
| インフラ資産／土地 | 612,468 | - | 612,468 |
| インフラ資産／建物 | 558 | 407 | 150 |
| インフラ資産／工作物 | 3,138,528 | 1,902,424 | 1,236,104 |
| インフラ資産／建設仮勘定 | 74,778 | - | 74,778 |
| インフラ資産／地上権 | 3 | - | 3 |
| 計 | 3,826,335 | 1,902,832 | 1,923,503 |

(16) 土地（インフラ資産）について、道路、河川及び水路の敷地を「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」63 段落により評価した場合の額

(単位：百万円)

| | 63 段落による評価額 (A) | 貸借対照表計上額 (B) | 差額 (C) = (A) - (B) |
|------------|--------------------|-----------------|-----------------------|
| 土地（インフラ資産） | 654,868 | 1,382,558 | △727,690 |

(17) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。

また、余剰分（不足分）とは、費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいい、流動資産（短期貸付金及び基金を除く）から負債を控除した額を計上しています。

(18) 基礎的財政収支

| | |
|-----------------------------|--------------------|
| 業務活動収支（支払利息支出を除く。） | 200,841 百万円 |
| 投資活動収支（基金積立金支出及び基金取崩収入を除く。） | △46,407 百万円 |
| 基礎的財政収支 | <u>154,435 百万円</u> |

(19) 既存の決算情報との関連性

| | 収入（歳入） | 支出（歳出） |
|-------------------------|---------------|---------------|
| 歳入歳出決算書 | 2,510,549 百万円 | 2,482,044 百万円 |
| 財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額 | 728,222 百万円 | 725,407 百万円 |
| 繰越金に伴う差額 | 28,239 百万円 | — |
| 資金収支計算書 | 2,798,721 百万円 | 2,795,639 百万円 |

地方自治法 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は、「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は、一部の特別会計の分だけ相違します。また、繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

※上表の資金収支計算書の収入（歳入）及び支出（歳出）額は、愛知県基準財務諸表の一般会計と特別会計の合算時に調整した額（411,812 百万円）を含みます。

(20) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

| | |
|-------------------|-------------|
| 業務活動収支 | 146,588 百万円 |
| 投資活動収入の国県等補助金収入 | 49,918 百万円 |
| 未収債権、未払債務等の増加（減少） | 84,476 百万円 |
| 減価償却費 | △96,597 百万円 |
| 賞与等引当金繰入額 | △42,306 百万円 |
| 退職手当引当金繰入額 | △33,668 百万円 |
| 徴収不能引当金繰入額 | △1,675 百万円 |
| 損失補償等引当金繰入額 | △1,683 百万円 |
| 資産除売却益（損） | △280 百万円 |

純資産変動計算書の本年度差額 104,777 百万円

(21) 一時借入金に関する情報

年度内の一時期において、支出所要額が収入額を超過し、一時的に支払資金が不足する場合に、当該現金不足を補うために借り入れる資金のことを「一時借入金」といいます。2018 年度は、実績はありませんでした。

(22) 重要な非資金取引

該当事項はありません。

第2 公営事業会計、一部事務組合、地方独立行政法人、地方三公社及び第3セクター等

1 重要な会計方針

各会計・法人が作成している貸借対照表等の法定決算書類を用いて、連結財務書類の勘定科目への読替により作成しています。

ただし、公営企業法の財務規定が適用されない一部事務組合については、貸借対照表等が整備されていないため、決算書の数値を用いて一般会計等の財務書類作成方法に準じて作成しています。

2 重要な後発事象

(1) 流域下水道事業特別会計は、2018年度末をもって廃止しました。当該事業にかかる会計は、2019年4月1日から「公営企業法」に基づき財務適用しています。

(2) (公財)名古屋国際芸術文化交流財団は、2019年3月31日をもって解散し、2019年4月1日より清算法人へ移行しました。

3 追加情報

(1) 対象範囲

① 公営事業会計（7会計）

2018年度から新たに国民健康保険事業特別会計を設置し、全体財務書類の対象に加えています。

国民健康保険事業特別会計、港湾整備事業特別会計、流域下水道事業特別会計、県立病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、用地造成事業会計

② 一部事務組合（3組合）

県が加入している全ての一部事務組合を連結対象とし、経費負担割合に基づき比例連結しています。

名古屋港管理組合、愛知県競馬組合、名古屋競輪組合

③ 地方独立行政法人（1法人）

県が設立した全ての地方独立行政法人を連結対象とし、全部連結しています。

愛知県公立大学法人

④ 地方三公社（4公社）

県が設立した全ての地方三公社を連結対象とし、原則全部連結しています。

ただし、県と名古屋市が同額を出資し、共同で設立した「名古屋高速道路公社」については、出資比率(50%)に基づき比例連結としています。

愛知県土地開発公社、名古屋高速道路公社、愛知県道路公社、愛知県住宅供給公社

⑤ 第三セクター等（47法人）

県の出資割合が50%超の法人や、出資割合が50%以下の法人で役員の派遣、財政援助等の実態から県が業務運営に実質的主導的な立場を確保していると認められる法人について、県と連携協力して行政サービスを実施している法人として連結対象とし、原則全部連結しています。

ただし、県の連結対象である「名古屋港管理組合」が50%以上出資している5法人（(公財)名古屋みなと振興財団、(公財)名古屋港緑地保全協会、名古屋港埠頭(株)、名古屋港鉄鋼埠頭(株)、

名古屋四日市国際港湾(株))については、「名古屋港管理組合」に対する県の経費負担割合(1/2)に基づき比例連結としています。

また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない法人((公財)名古屋国際芸術文化交流財団、衣浦臨海鉄道(株)、名古屋テレビ塔(株)、愛知玉野情報システム(株)、名古屋埠頭(株))については、出資割合等に応じて、比例連結の対象としています。

なお、(公財)魚アラ処理公社の解散に伴い、前年度と比較して連結対象法人数が1法人減少しています。

| | |
|--------------------------|-------------------------|
| (公財)愛知県国際交流協会 | (一財)桃花台センター |
| (公財)あいち男女共同参画財団 | (公財)愛知県教育・スポーツ振興財団 |
| (公財)愛知県文化振興事業団 | 愛知環状鉄道(株) |
| (公財)愛知公園協会 | 上飯田連絡線(株) |
| (公財)愛知県健康づくり振興事業団 | 中部国際空港連絡鉄道(株) |
| (公財)あいち産業振興機構 | 名古屋空港ビルディング(株) |
| (公財)科学技術交流財団 | 名古屋空港事業(株) |
| (公財)愛知県農業振興基金 | (株)東三河食肉流通センター |
| (公財)愛知県水産業振興基金 | 名古屋競馬(株) |
| (公財)愛知県林業振興基金 | (社福)愛知県厚生事業団 |
| (公財)愛知県体育協会 | 愛知県職業能力開発協会 |
| (公財)暴力追放愛知県民会議 | 愛知県農業信用基金協会 |
| 愛知高速交通(株) | (公財)名古屋国際芸術文化交流財団(比例連結) |
| (公財)矢作川水源基金 | (公財)名古屋みなと振興財団(比例連結) |
| (公財)豊川水源基金 | (公財)名古屋港緑地保全協会(比例連結) |
| (一財)愛知県私学振興事業財団 | 衣浦臨海鉄道(株)(比例連結) |
| (公財)愛知臨海環境整備センター | 名古屋テレビ塔(株)(比例連結) |
| (公財)長寿科学振興財団 | 愛知玉野情報システム(株)(比例連結) |
| (公財)愛知県生活衛生営業指導センター | 名古屋港埠頭(株)(比例連結) |
| (公財)愛知県労働協会 | 名古屋港鉄鋼埠頭(株)(比例連結) |
| (公財)一宮地場産業ファッションデザインセンター | 名古屋四日市国際港湾(株)(比例連結) |
| (公財)愛知・豊川用水振興協会 | 名古屋埠頭(株)(比例連結) |
| (公財)愛知県都市整備協会 | (一社)愛知県自家用自動車協会 |
| (公財)愛知水と緑の公社 | |

(2) 表示単位未満の金額の取扱い

各表において、表示単位未満の金額を四捨五入しています。また、端数調整をしていないため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

(3) 主要な連結方針

① 圧縮記帳の修正

各法人における圧縮記帳については、当面の間、通常の方法には修正しません。

② 出納整理期間中の現金受払の調整

出納整理期間（2019年4月1日から2019年5月31日まで）が設けられている一般会計等と、出納整理期間が存在しない会計や団体との取引において、当該期間に3月31日までに確定した債権債務に関する現金の受払いがあった場合には、3月31日までに当該現金の受払いがあったものとして調整しています。

(4) 純計処理（単純合算と内部取引の相殺消去）

連結対象会計及び団体を一つの行政サービスの実施主体とみなして連結財務書類を作成することから、連結内部の取引を相殺消去します。

（相殺消去する取引）

- ① 投資と資本
- ② 貸付金・借入金等の債権債務
- ③ 補助金支出と補助金収入
- ④ 会計間の繰入れ・繰出し
- ⑤ 資産購入と売却
- ⑥ 委託料の支払と受取
- ⑦ 利息の支払と受取
- ⑧ その他の取引（残高）

年間取引総額が1,000万円以上の取引（残高）については相殺消去します。

ただし、水道料金、下水道使用料、施設使用料など条例で金額が定められているものや県民税等の税金については、相殺消去の対象から除くこととします。